

■令和5年度第1回（第326回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和5年4月28日（金） 午後2時10分～午後2時45分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、教育長、水道事業管理者、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、市民局長、総合政策監

【議 題】 住所の表示の変更に関する本市の「基本的な考え方」（案）について

< 提案説明 >

住所の表示の変更に関する本市の「基本的な考え方」（案）について、市民局より次のような説明があった。

- ・ 本件は、既存の住所の表示の変更する場合における本市の「基本的な考え方」（案）についてご審議いただくもの。
- ・ 資料の「構成」4の基本的な考え方と5の今後のスケジュールについてご説明する。
- ・ 「基本的な考え方」について、これまでの庁内等での検討結果を踏まえた方向性として、①住所の表示の変更に係る「基本的な考え方」を定めること、②具体的な手続き等については、「基本的な考え方」に基づいて、要綱・要領等で定めること、③住所を変更するための手法は、住居表示のみとするものではなく、住居表示及び町名地番整理とするものとした。
- ・ 「基本的な考え方」は、これまでの本市の状況、検討結果を踏まえ、①住所の表示の変更を実施する地域について、②住所の表示の変更の発意について、③地域住民の合意形成について、を定めるものである。
- ・ 住所の表示の変更を実施する地域は、区画整理事業が完了する地域及び現在の住所の表示が日常生活に不便を与えている地域とする。
- ・ 区画整理事業が完了する地域については、区画整理事業の完了に伴い換地処分が行われることで、土地の形状が変更され、地番そのものが変更されることとなるため、合理的な住所の変更が可能となる地域である。
- ・ 現在の住所の表示が日常生活に不便を与えている地域については、住居表示に関する法律の附則において、従前のならわしによる住居の表示が住民の日常生活に著しい不便を与えている市街地である区域について、住居表示の実施を完了するよう努めなければならないとされているためである。
- ・ 住所の表示の変更の発意については、当該地域住民の発意によるものとする。これは、現在の住所の表示では日常生活に不便がある、あるいは住所が分かりづらいといったことを、当該地域住民の多くが感じているかが重要であり、行政側が一方的に地域を特定して住居表示を実施すると、住民の考えとの齟齬や住民間の分断を生じさせる場合があるためである。

- ・ 誰が発意者となるかについては、自治会等の地域住民による検討会や協議会等からの発意を想定している。また、市としては、地域住民からの相談に基づいて、説明会への参加等の支援をしていく。なお、現在、区画整理事業の完了地域における住所の変更について、ほぼ同様のスキームで行っている。
- ・ 地域住民の合意形成については、当該地域住民の総意によるものとする。住所の表示の変更の必要性について、住民間において差異があると考えられること、さらに、住所は地域の歴史やコミュニティと密接に関係があり、長年慣れ親しんだ住所が変更されることによる住民感情に配慮する必要があることから、住民の総意による合意形成が必要であると考えためである。
- ・ 何をもちて総意と見做すのかについては、具体的な割合をもちて合理的な説明をすることが困難であることから、住民側において、住民説明会の開催や住民アンケートの実施、反対意見の聴取やそれを踏まえた協議といったプロセスを経たうえで、意見を取りまとめ、住所変更手法や町名・町界等の合意形成が図られた要望書等を提出してもらうものとする。
- ・ これらの「基本的な考え方」を踏まえて、具体的な手続きに関する要綱・要領等の策定や、条例設置による附属機関としての審議会の設置等を進めていく。
- ・ 住民要望を受け付けるための要綱の主な内容については、「さいたま市住所の表示の変更事業実施要綱」案を策定し、地域住民から住所の表示の変更に関する要望書の提出方法等について規定する。
- ・ 要望書には、住所の表示の変更を要望する理由、新町名・町界の案を記載し、併せて、地域住民の総意であることが確認できる書類等を添付してもらうことを要綱において規定する。
- ・ 審査のための基準について、住所の表示の変更を住居表示で実施する場合の基準は、「さいたま市住居表示実施基準」案を策定し、住居表示の方法、町の区域の決定、町名の定め方、街区割や街区番号の付け方について規定する。また、住居の表示の変更を町名地番整理で実施する場合の基準は、「さいたま市町名地番整理実施基準」案を策定し、町の区域の決定、町名の定め方、街区割や地番整理等について規定する。
- ・ 今後のスケジュール案については、今回の会議において「基本的な考え方」について審議し、承認された場合には、6月定例会において議会に報告することを考えている。その後、議会からの意見やパブリックコメントを実施し、9月定例会で改めて報告、要綱や実施基準等を11月までに策定し、市民周知を行ったうえで、令和5年度中の運用開始を目指したい。
- ・ 審議会の設置については、適切な時期に審議会設置条例の議案提出を行い、併せて委員報酬の予算要求を行っていく。

< 意見等 >

- ・ 住所の表示の変更を実施する地域について、区画整理事業が完了する地域は理解できるが、現在の住所が日常生活に不便を与えている地域については、「住民の生活に著しい不便を与えている」ことをどのように判断するのか。
- 要望書に、日常生活においてどのような支障事例があるのか具体的に記載してもらう

こととしたい。

- ・ 住所の表示を変更する手続きに関しては、要綱等で定めるものであって、条例を制定するものではないということか。
- そのとおり。
- ・ 審議会の設置については、いつ頃行うのか。
- 審議会の設置については、他の多くの政令市において概ね任期が2年程度となっており、また、実際に地域住民から要望を受け付けるまでに相当の時間を要する見込みであることから、適切な時期を判断して制定したい。
- ・ 審議会については、住所の表示の変更を実施する都度、条例を制定するのか。
- 条例は都度制定するものではない。また、委員の構成についてもある程度は固定するつもりである。
- ・ 実際に住所の変更を実施するまでに要する期間はどの程度か。
- 住所の変更を実施する区域の規模によって多少前後はあるが、概ね3年程度を見込んでいる。他の自治体の事例でも同程度の期間を要している。
- ・ 地域住民からの要望書を受け取ってから、住所の変更が実施されるまでの期間が3年程度要するというのか。また、要望書を受け取った後に市が実施する住民アンケート等について、区域の規模によって要する時間が変わってくるということか。
- そのとおり。
- ・ 市が実施する住民アンケートは、住所の変更の可否を問うものか。
- 地域住民から要望書が提出されたことにより、地域住民は住所の変更に賛成しているものであるという前提のため、アンケートの内容は町界や町名について意見を伺うものになると考えている。
- ・ 審議会の委員の構成については、どのように考えているか。
- 学識経験者等は原則的に固定したいが、当該住所の変更を要望している地域の実情をよく知る地域の代表者を委員として加えることも検討している。

< 結 果 >

市民局発議の「住所の表示の変更に関する本市の「基本的な考え方」(案)」については、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・ 住所の表示の変更事業実施要綱や、住居表示及び町名地番整理実施基準の策定については、スケジュールどおり作業を進めること。
- ・ 審議会設置条例については、要綱等の策定に併せて条例議案を提出することができるよう検討すること。

< 会 議 資 料 >

- ・ 住所の表示の変更に関する本市の「基本的な考え方」(案)について